

商法 出題の意図

取締役の報酬について、対象取締役の同意なき減額の可否、退職慰労金について、判例を踏まえた解答を求める問題である。

取締役の報酬は、一度成立した以上、会社と取締役との契約の内容を構成するため、対象取締役の同意無しには減額することは認められない（最判平成4年12月18日民集46巻9号3006頁、最判平成22年3月16日判例時報2078号155頁）。この基本的な知識を前提として、本問でのXの報酬請求権の有無を検討することを求める。

退職慰労金については、在職中の職務執行の対価としての性質を踏まえ、会社内部の支給基準が決まっており、当該基準が株主に推知しうるものになっている以上、株主総会による決議無しに支給することが判例上認められている（最判昭和39年12月11日民集18巻10号2143頁）。この判例などの知識を前提として、Xの退職慰労請求権の有無を検討することを求める。